

「就学支援金」と「授業料軽減助成金」

- 国の法律に基づき「就学支援金」が学校に交付され、申請した家庭の授業料負担を軽減します。
- 都内にお住まいの方は、「就学支援金」制度に加えて東京都私学財団の「授業料軽減助成金」による給付をあわせて受け取ることができます。
- 「就学支援金」と「授業料軽減助成金」の加算分および東京都私学財団の「授業料軽減助成金」は、保護者の年収(世帯年収)により金額が決定されます。
- 授業料以外の学費負担軽減として「奨学給付金(都)」制度があります。保護者の年収により給付されます。
- 都外在住の方はお住まいの自治体へお問い合わせください。

〈令和5年度の例〉 ※令和6年度以降は変更になる場合がございますので、ご入学後に改めて内容をご確認ください。

保護者の年収目安(4人世帯の場合)				
所得要件超過 多子世帯 ^(注1)	約910万円～ 約590万円	約590万円～ 約270万円	約270万円未満 住民税非課税 又は均等割世帯	生活保護世帯
授業料から軽減される最大額				
	年額475,000円	年額475,000円	年額475,000円	年額475,000円
	↑	↑	↑	↑
	就学支援金 年額118,800円	就学支援金 年額396,000円	就学支援金 年額396,000円	就学支援金 年額396,000円
	+	+	+	+
授業料軽減 年額59,400円 (都民の場合)	授業料軽減助成金 年額356,200円 (都民の場合)	授業料軽減助成金 年額79,000円 (都民の場合)	授業料軽減助成金 年額79,000円 (都民の場合)	授業料軽減助成金 年額79,000円 (都民の場合)
			奨学給付金 年額152,000円 ・137,600円	奨学給付金 52,600円
育英資金 年額420,000円 (世帯の条件によって利用可能な貸付制度)				

(注1) 多子世帯：扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

お申し込み

申請手続きの詳細は、ご入学後にご案内いたします。

両制度のお問い合わせ先 **公益財団法人 東京都私学財団 TEL.03-5206-7925**

※この内容は2023年度(令和5年度)のものです。2024年度(令和6年度)以降は変更となる場合がございますので、ご入学後に改めて内容をご確認ください。